

副本

初回期日 令和3年11月1日 午後1時30分

令和3年(ワ)第29号 損害賠償請求事件

原告 高野 邦夫

被告 国

答 弁 書

令和3年10月21日

広島地方裁判所三次支部民事訴訟係 御中

被告指定代理人

〒730-8536 広島市中区上八丁堀6番30号

広島法務局訟務部 (送達場所)

(電話 082-228-5485)

(FAX 082-502-3660)

上席訟務官 福本 吉 秀 

上席訟務官 築谷 和 行 

訟務官 花 樹 香 

訟務官 尾 世 智 浩 

法務事務官 竹 内 大 輔 

法務事務官 吉 賀 あゆみ 

**第1 請求の趣旨に対する答弁**

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
  - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
  - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることと  
を求める。

**第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張**

追って提出する準備書面により明らかにする。

附 属 書 類

- 1 指 定 書 1通

以 上